

【障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室関係】

障害児支援の推進について

(1) 障害福祉計画の策定について

○ 障害児福祉計画における基本指針においては、

① 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的事項

■ 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

■ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

② 障害福祉計画の作成に関する事項

■ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受け入れ体制整備を行うものとする。

など、子ども・子育て支援等と深く関係する事項も盛り込んでいる。

○ 「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について(平成29年3月31日関係府省所管課長連名通知)」においてもお示しているが、各児童福祉主管課においては、障害児の保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の利用ニーズの把握をした上で、その提供体制の整備に努めていただくとともに、障害保健福祉主管課と密に連携しながら、障害児支援の体制づくりに積極的に取り組んでいただきたい。

○また、上記「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」とともに、「障害児支援における子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携について（平成29年3月31日関係府省所管課長連名通知）」において、子ども・子育て支援新制度、障害福祉制度において実施されている障害児支援に資する施策を一覧化した参考資料をお示しており、障害保健福祉担当部（局）と連携し、障害児支援の体制づくりを行う際にご参照されたい。

(2) 改正障害者総合支援法等の施行に伴う新サービス等の実施について

○平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行され、保育所等訪問支援の対象拡大などが図られることとされている。保育所等訪問支援の利用対象等、具体的な取扱いについては、別途事務連絡でお示しているところであるが、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、円滑な実施にご協力をお願いする。

○保育所等訪問支援の対象拡大について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて(平成30年3月6日障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡)」

■児童福祉法第六条の二の二

⑥ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

■児童福祉法施行規則第一条の二の五(案)

法第六条の二の二第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三五を除き、以下同じ。)その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

■利用方法等について

ア. 乳児院又は児童養護施設に入所している障害児については、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置によるものであることから、保育所等訪問支援の提供についても、児童福祉法第21条の6に規定に基づき、やむを得ない事由による措置として市町村が支援の提供を委託すること。

イ. 市町村は、障害児の保護者又は乳児院若しくは児童養護施設の施設長から利用相談があった場合には、児童相談所と密に連携して支援の必要性等について検討した上で委託すること。

ウ. 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、乳児院等に入所している保育所等訪問支援が必要となる障害児の把握に努め、市町村と十分連携を図りながら、最善の措置を採ること。

■提供する支援内容

基本的には理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の専門的な支援であること。また、障害児支援の経験が豊富な児童発達支援センターの職員等が、乳児院等に入所する障害児に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うだけでなく、乳児院等の職員に対し、障害児の特性に応じた支援内容や関わり方の助言等を行うことにより、乳児院等における障害児支援の質の向上を図ること。

■その他

保育所等訪問支援の提供に係る費用の取扱い等については、「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日付障障発0625第1号)及び「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付児家第50号)に基づくこと。

(3) 医療的ケア児の支援について

○ 医療的ケア児等の総合的な支援体制の構築について

医療的ケア児がそれぞれその地域で適切な支援を受けられるよう、児童福祉法において「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

医療的ケア児の支援に関する関係機関の連携体制の構築については、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)」によりお示すとともに、障害児福祉計画において、成果目標として、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない)ことを盛り込んでいる。

児童福祉主管課においては、保育等の児童福祉分野においても積極的に参画し、医療的ケア児の支援の充実に努めていただきたい。

○ 医療的ケア児支援促進モデル事業について

平成30年度予算案において、引き続き、「医療的ケア児支援促進モデル事業」を盛り込んでいる。平成30年度には、①障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所や放課後児童クラブとの併行通園を提案し、受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行う、②医療的ケア児の支援経験がない事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施する、③地域の子ども・子育て会議や(自立支援)協議会等において、医療的ケア児の日常活動の支援体制について検討する、といった取組をモデル的に行うこととしている。

児童福祉主管課においては、モデル事業の実施の際して、併行通園の促進にご協力をいただきたい。また、これまでの事業実績については厚生労働省ホームページに公表予定のため、保育所等において医療的ケア児を支援する際にご活用いただきたい。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (障害児支援部分抜粋)

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

項目	内容
一 基本的理念	<p>5 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <p>障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。</p> <p>また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。</p> <p>さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。</p>
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<p>1 地域支援体制の構築</p> <p>障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」という。)における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所を提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。</p> <p>児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要である。</p> <p>また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。</p> <p>これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。</p> <p>さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。</p> <p>加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。</p>

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。
 また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。
 さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。
 - 3 地域社会への参加・包容の推進
 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要がある。
 - 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - (一) 重症心身障害児に対する支援体制の充実
 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。
 - (二) 医療的ケア児に対する支援体制の充実
 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。
- 加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

項目	内容
<p>四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<p>(三) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(四) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努める必要がある。</p> <p>5 障害児相談支援の提供体制の確保 障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。</p>

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	成果目標
<p>五 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>

第三 計画の作成に関する事項

項目	内容
一 計画の作成に関する基本的事項	4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

活動指標

サービスの種類	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
障害児相談支援の利用児童数	○	○	○	○	○	○	○
福祉型障害児入所施設の利用児童数	○	○	○	○	○	○	○
医療型障害児入所施設の利用児童数	○	○	○	○	○	○	○

事項

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

雇児総発 0331 第 7 号
障発 0331 第 9 号
府 子 本 3 6 1
平成 29 年 3 月 31 日

障害保健福祉主管部（局）長
各都道府県 殿
児童福祉主管部（局）長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（公印省略）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（公印省略）

障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の
利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）により、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定することとなったところである。

このため、平成 30 年度からの第 1 期障害児福祉計画の実施に向け、厚生労働省において、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）

を改正し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）として、平成 29 年 3 月 31 日に告示したところである。

この基本指針においては、障害児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障害児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込んでいるところである。さらに、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について盛り込んだところである。都道府県及び市町村におかれては、下記の内容を踏まえ、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、その提供体制の整備に努められたい。

また、障害児福祉計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。

については、貴都道府県・市町村において障害児福祉計画を作成する際には、障害保健福祉担当部（局）と児童福祉担当部（局）が連携を図り、障害児支援の体制づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を含む。）に周知を図るようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 基本指針における「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」の内容

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利

用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

2. 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを見込む際には、地域における児童の数の推移、現に子ども・子育て支援等を利用している障害児の数、現に子ども・子育て支援等を利用していない障害児やその保護者のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児の数及びニーズ、障害児通所施設等の利用状況（保育所等と障害児通所施設との併行利用している場合を含む。）等の把握に努めることが必要である。

このため、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者等へのアンケート調査やヒアリング調査又は障害児福祉計画の策定に当たっての実態調査やアンケート調査等によるニーズ調査等を行うことが適当である。

なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別や年齢別に対象者を選択してのアンケート又はヒアリング、障害児支援団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情等を勘案しつつ、適切な方法により実施されたい。

3. 利用ニーズを踏まえた提供体制の整備

都道府県及び市町村は、上記2で把握した子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を障害児福祉計画において設定するものとする（別添の定量的な目標の設定（例）を参照）。

また、この定量的な目標を踏まえ、子ども・子育て支援等における障害児の受け入れの体制整備を行うとともに、設定した目標の達成状況等の分析および評価を行うことが望ましい。

4. 子ども・子育て支援事業計画との連携

都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う場合には、障害児福祉計画の目標等を反映し、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとなるよう配慮されたい。

【定量的な目標の設定（例）】

種 別	利用ニーズ を踏まえた 必要な見込 み量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所				
認定こども園				
放課後児童健全育成 事業				
（ ）				
（ ）				

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 31 日

障害保健福祉主管部（局）
各都道府県
御中
児童福祉主管部（局）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

内閣府子ども・子育て本部

障害児支援における子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携について

「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号、障発 0331 第 9 号、府子本 3 6 1）において、都道府県・市町村において障害児福祉計画を作成する際には、障害保健福祉担当部（局）と児童福祉担当部（局）が連携を図り、障害児支援の体制づくりに積極的に取り組んでいただくよう御依頼している。

今般、子ども・子育て支援新制度、障害福祉制度において実施されている障害児支援に資する施策を一覧化した参考資料（別添）を作成したため、各都道府県・市町村において、障害保健福祉担当部（局）と児童福祉担当部（局）が連携し、障害児支援の体制づくりを行う際に御参照されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を含む。）に周知を図るようお願いする。

障害児支援の体系 ～子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携～

子ども・子育て支援新制度

- 利用手続における障害児への配慮**
障害児保育を実施している保育所についての枠を優先的に割り当てる。
- 療養支援加算**【認定子ども園・幼稚園・保育所】
主任保育士専任加算の対象施設において、主任保育士を補助する者を配置し、子どもの療育支援に取り組む場合に加算
- 障害児保育加算**【地域型保育事業】
公定価格において、障害児数に応じた職員加配(2:1配置)の加算
- 放課後児童クラブにおける職員加配加算**
従来の加配職員1名に加え、3名以上の障害児を受け入れた場合に、更に1名加配加算
- その他**
居宅訪問型保育事業(1:1配置)について、一定程度の障害を有する乳幼児を利用対象とするとともに、一時預かり事業、延長保育事業において、障害児等の利用を想定した「訪問型」を実施
- 利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業**
子育て等に関する相談・援助を通じて、個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援するとともに、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制を構築
- 市町村子ども・子育て支援事業計画**
障害児等が円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、障害児等の人数等の状況、施設・事業の受入れについて把握、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制について記載

障害児の
保育所等の
受入促進

「気づき」の
段階からの支援

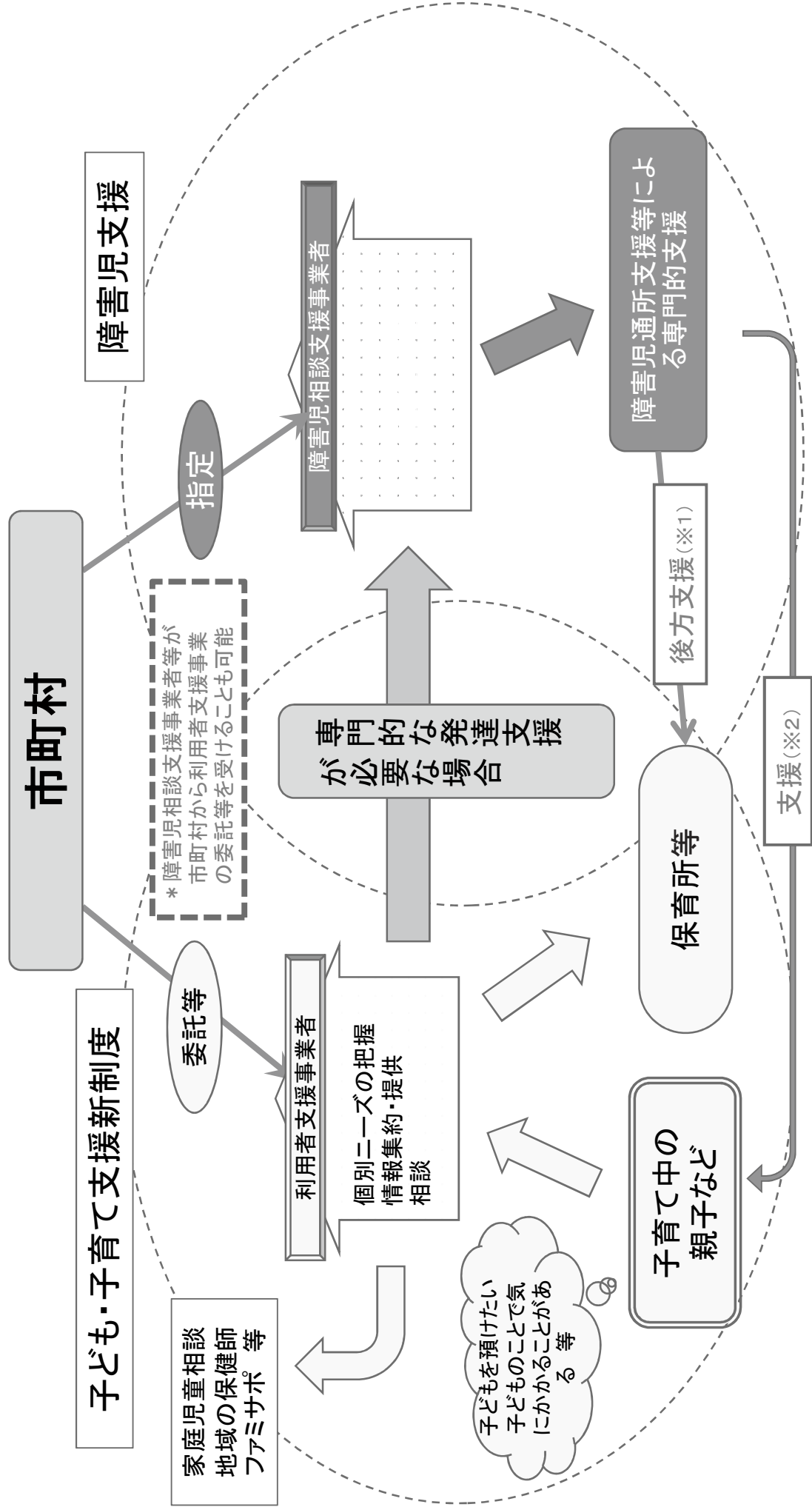
相互の計画の
整合性・調和

障害福祉施策(厚労省)

- 保育所等訪問支援**
保育所等を現在利用中の障害児、又は利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進する。
- 保育所等との連携強化のための障害報酬加算**
児童発達支援事業所等が保育所等と連携して、個別支援計画の作成等を行った場合に加算(関係機関連携加算)
- 障害児等療育支援事業・巡回支援専門員整備**
障害児支援の専門家が自宅又は保育所等の子どもや親が集まる場所を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施
- 障害児福祉計画(平成30年度～)**
障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、そのニーズを満たせる定量的な目標を設定。
この定量的な目標を踏まえ、子ども・子育て支援等における受け入れの体制整備を行う。

すべての子どもを対象とする施策(一般施策)と障害児を対象とする専門的な支援施策(専門施策)の相互の連携強化を図る。

障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(イメージ)



※1: 保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。

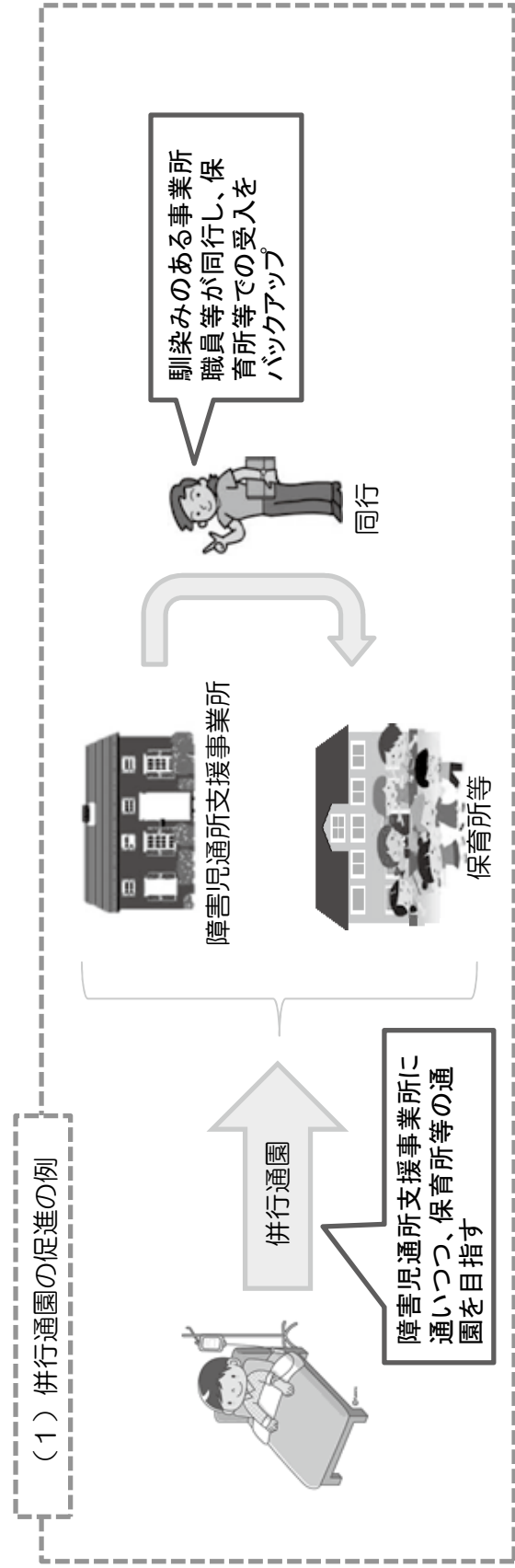
※2: 障害児等療育支援事業(自宅訪問による療育指導)の活用。

目的

○ 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児（重症心身障害児含む。以下「医療的ケア児」という。）は増加傾向にあるが、日中一時支援及び障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケア児に対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児の受入れ場所が少ない状況にある。このため、事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の生活の向上を図る。

事業内容

- (1) 併行通園の促進（拡充）
障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所や放課後児童クラブとの併行通園を提案し、受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行い、その実施方法について検証し、手順書の作成を行う。
- (2) 人材育成
医療的ケア児等支援者養成研修の実施や喀痰吸引等研修における障害児通所支援事業所職員等の受講促進などにより、医療的ケア児の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員の医療的ケアの知識・技能習得を図る。
- (3) 体制整備の促進
地域子ども・子育て会議や自立支援協議会等において、緊急時の対応マニュアルの作成、責任の所在の明確化等の医療的ケア児の日中活動の支援体制について検討を行う。



発達障害児支援施策の推進について

(1) 平成30年度予算案について

平成28年度の発達障害者支援法の改正や平成29年1月の総務省からの「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえ、平成30年度予算案において新たに以下の事項について予算措置を講じたところであり、各自治体においても当該予算を活用し積極的な取組をお願いしたい。

①「発達障害児者及び家族等支援事業」

発達障害の当事者やその家族への支援については、従来「発達障害者支援体制整備事業」の中で実施していたが、発達障害者支援法第13条に基づき家族同士の支援等をより推進する観点から「発達障害児者及び家族等支援事業」を地域生活支援促進事業の中に創設した。事業内容は、従来から実施していたものを更に充実し、1. ペアレントメンター養成等事業、2. 家族のスキル向上支援事業、3. ピアサポート推進事業、4. その他の本人・家族支援事業に区分し、1から4のうちいずれかを選択することも複数選択することも可能とする。(関連資料1) 発達障害の当事者や、その最も身近な支援者である家族へ支援を強化することにより、発達障害児者の生活の室を向上させることを目的としている。

さらに、家族等への支援は、直接支援であることから広域である都道府県よりも身近な地域で実施することで地域の発達障害の関係機関等との連携も円滑になることから、対象自治体を市町村に拡充した。

ただし、全ての市町村ですぐに当該事業を実施することは困難であるため、引き続き都道府県において、支援が届いていない地域への支援をお願いしたい。(関連資料1)

(参考)発達障害者支援法第13条

都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

②「発達障害専門医療ネットワーク構築事業」

総務省の調査によると、発達障害の診断に係る初診待機が地域によっては6ヶ月以上ということもあり、この待機を解消するため、地域生活支援促進事業の中に「発達障害専門医療ネットワーク構築事業」を創設した。

事業内容は、都道府県・指定都市において発達障害について高度な専門性を有する医療機関を拠点医療機関に指定し次の1から4について全て実施するものとする。1. 人材育成・実地研修、2. 情報収集・提供、3. ネットワーク構築・運営、4. 発達障害医療コーディネーターの配置。

なお、拠点医療機関については、基準額の範囲内であれば県内に複数カ所設けることも可能とする。(関連資料2)

(2)「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2018・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」を起用した啓発ポスター、チラシ、リーフレットを作成し、2月中旬から各自治体への配布及びホームページへの掲載を行っている。

これらを活用するなど、各自治体におかれども、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、平成30年の取組については、以下のとおり予定している。

○東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー（平成30年4月2日（月））

○世界自閉症啓発デー2018・シンポジウム

テーマは「知りたい、知らせたい、発達障害のこと〜こども、若者、スポーツ、アートの視点から〜」（平成30年4月7日（土）東京都千代田区灘尾ホールで開催）

また、民間団体においても、例年、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施しているところであり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行っている。未実施の自治体については、引き続き検討をお願いしたい。（関連資料3）

（参考）世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

（<http://www.worldautismawarenessday.jp/>）

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を提供

(3) 発達障害に対する診療の評価について(診療報酬改定)

平成30年度診療報酬改定において、発達障害等、児童思春期の精神疾患の診療機会を確保する観点から小児特定疾患カウンセリングの要件を緩和するとともに、専門治療プログラムの普及や適切な医学管理の推進の観点から、評価を新設する等の見直しが行われる予定である。具体的な内容は次のとおり。

○小児特定疾患カウンセリング料

小児特定疾患カウンセリング料について、心療内科の医療機関が算定できるよう従来の小児科に診療内科を加える見直しを行うとともに、対象患者の範囲従来の15歳未満から18歳未満の患者に拡大する。

○精神科シヨート・ケア

少人数で行われる精神科シヨート・ケアについて、青年期の自閉症スペクトラム患者等、一定の状態にある患者グループに対して、一定期間、計画的に提供される発達障害の専門的プログラムに係る加算を新設する。

(4) 家庭と教育と福祉の連携トライアングルプロジェクトについて

発達障害をはじめ障害のある子どもたちへの支援に当たって、行政分野を超えた連携が不可欠であり、特に教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有が重要である。

これらを踏まえて、平成29年12月から文部科学省丹羽副大臣、厚生労働省高木副大臣を筆頭に「家庭と教育と福祉の連携トライアングルプロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～」を設立し、教育と福祉が連携し、障害のある子とその家族のために支援ができるかについて議論を重ねているところである。

3月中には、連携施策について地方自治体が実施すべきこと等について提言をとりまとめる予定であるので、予めご承知おき願いたい。(関連資料4)

(参考) 家庭と教育と福祉の連携トライアングルプロジェクトHP

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192.html>)

発達障害児者及び家族等支援事業の創設

関連資料1

平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのコミュニケーション創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

<事業イメージ>

平成29年度まで
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

- ①地域支援体制サポート
 - ・市町村支援
 - ・事業所等支援
 - ・医療機関との連携
- ②家族支援体制整備
 - ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
 - ・ペアレントトレーニングの実施
 - ・ソーシャルスキルトレーニングの実施等

平成30年度以降
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び家族支援体制整備事業

- ①ペアレントメンター養成等事業
- ②家族のスキル向上支援事業
- ③ピアサポート推進事業
- ④その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

発達障害児者及び家族等支援事業（新規）

①ペアレントメンター養成等事業



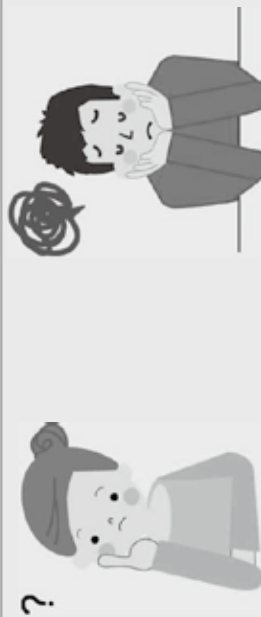
- ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ペアレントメンターの活動費の支援
- ペアレントメンター・コーディネーターの配置等

②家族のスキル向上支援事業



- 保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施等

③ピアサポート推進事業



- 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- 集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

④その他の本人・家族支援事業

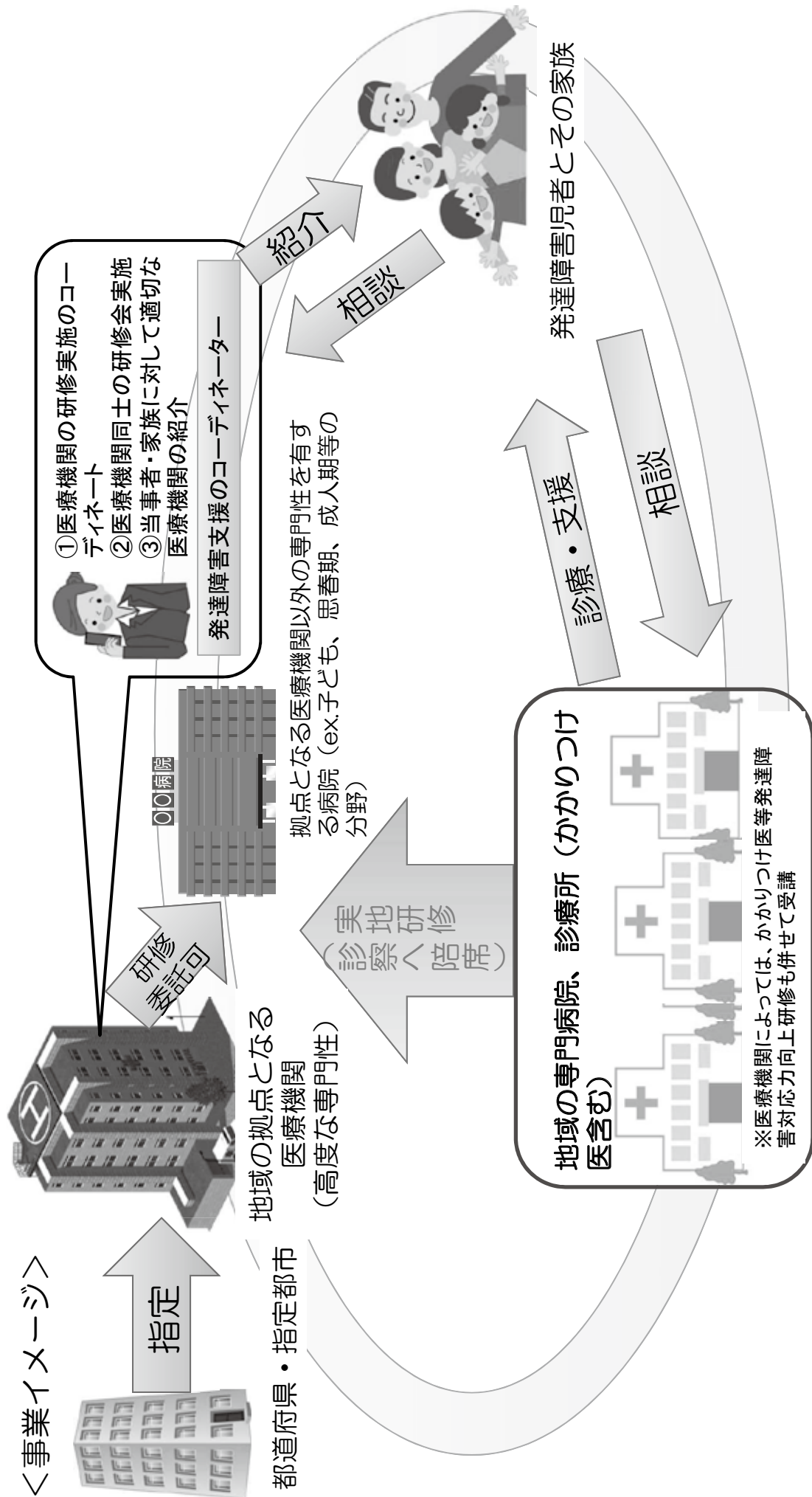


- 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施等

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（新規）

関連資料2

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。これを踏まえ、平成30年度予算案において発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日） 関連資料3

【国連における採択】

- 平成19年12月、国連総会においてカタルール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。
決議事項
 - ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
 - ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
 - ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
 - ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

シンポジウム、ライトアップ



実行委員会公式サイト



プロジェクトチーム名

家庭と教育と福祉の連携 「トライアングル」プロジェクト

～障害のある子と家族をもっと元気に～

コンセプト

家庭と教育と福祉の三者が、一体的に障害児の支援を進めることを「トライアングル」という言葉で端的に言い表したものの。

また、『元気』というキーワードを文章中に加えることにより、明るく前向きな取組を進めていく姿勢を打ち出す。これにより、障害のある当事者の目線に立った施策の展開を図る。

障害のある子どもを中心としたトライアングルのイメージ

